

八王子市北野環境学習センター指定管理者候補者選定のための 評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市環境部の所管する公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市北野環境学習センター指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、八王子市北野環境学習センターの指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関すること。
- 2 候補者の適正性に関すること。
- 3 その他

(参加者)

第3条 評価会議の参加者は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は環境部環境政策課において処理する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
2. この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。